

入退院支援にかかる診療報酬および介護報酬

① ケアマネジャーの算定できる加算

日常の療養支援

通院時情報連携加算 1日につき50単位(月1回まで)	通院に同席し、医師等に情報提供を行う
----------------------------	--------------------

入院時

入院時情報連携加算(Ⅰ)	200単位/月	入院後3日以内に情報提供(訪問でもFAX, 郵便でも可)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	100単位/月	入院後7日以内に情報提供(訪問でもFAX, 郵便でも可)

退院時

退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位	病院等の職員から情報収集を1回(カンファ以外の方法で) カンファレンスによる情報収集(ICT 活用でも可)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位	情報収集をカンファ以外の方法で2回以上 情報収集2回のうち1回以上がカンファレンス(ICT でも可)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位	
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	病院等の職員から情報収集を3回以上、そのうち1回以上がカンファレンス(ICT でも可)

② 訪問看護ステーションの算定できる加算

入院時

訪問看護情報提供療養費3	1500円(医)	入院にあたり情報提供する医療機関に対する情報提供 月1回まで算定
--------------	----------	-------------------------------------

外泊時

訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8500円(医)	在宅療養に備え、一時的に外泊する場合入院中1回算定 (厚生省が定める疾病等は2回)
--------------	----------	--

退院時

退院時共同指導加算	8000円(医) 600単位(介)	退院時に入院施設職員と共同で指導を行った場合 ←退院後から介護保険利用で初回加算(300単位)を 算定した場合は算定できない
特別管理指導加算	2000円(医)加算	厚労省の定める状態の場合
退院支援指導加算	6000円(医)	退院日に訪問に行った場合(退院日のみ算定)

③ 在宅医等の算定できる加算

入院時

診療情報提供料(Ⅰ)	250点	診療状況を示す文書の提供
療養情報提供加算	50点加算	訪問看護からの情報を併せて提供した場合

退院時

退院時共同指導料1	1500点 900点	病院でのカンファレンス参加 在宅療養支援診療所の場合 それ以外の場合
※ICT 活用でも可		

④ 病院の算定できる加算

入院時・入院中

入院時支援加算1	230点	予定入院患者(転院は×)への全項目の支援を行った場合 一部項目の支援の場合
入院時支援加算2	200点	
入院時食事療養費(Ⅰ)		病院単位で指定される 1食につき算定 1日3食まで
入院栄養食事指導料1	初回260点 2回目200点	管理栄養士が具体的な献立等により指導 2回まで
入退院支援加算1(要届出) 一般病棟	700点	25以上の関係機関との連携し、3回/年以上の面会 退院困難な患者の抽出原則3日以内など条件多い 1以外、退院困難な患者の抽出は原則7日以内
療養病棟	1300点	
入退院支援加算2(要届出) 一般病床	190点	
療養病棟	635点	
総合機能評価加算	50点	介護保険の特定疾病を有す40歳以上65歳未満又は65歳以上の患者に総合的評価を行い入退院支援を行う場合
地域連携診療計画情報提供加算	300点	老健が対象。入所中に1回のみ算定 大腿骨頸部骨折、脳卒中など条件あり
介護支援等連携指導料	400点	ケアマネとの連携 入院中2回まで算定
在宅患者緊急入院診療加算 (入院初日に限り算定)	2500点 2000点 1000点	①在宅療養患者の急変時に、在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の求めに応じて行う場合 ②①以外で、連携医療機関である場合 ③①②以外の場合

退院時

退院前訪問指導料	580点	入院期間がひと月を超えると見込まれる患者に対して 退院後の在宅療養上の指導を行った場合
退院時共同指導料2※	400点	在宅での療養上必要な説明・指導を在宅医、訪看などへ
医師共同指導加算	300点加算	入院中と在宅での両方の保険医が共同して指導 3者以上の共同
多機関共同指導加算	2000点加算	

※ 1は在宅療養を担う医療機関の評価、2は入院中の医療機関の評価

薬剤総合評価調整加算	100点	①入院前6種以上の内服→内容変更と指導をした場合 または②精神病棟で抗精神病薬4種以上の内服の場合
薬剤調整加算	150点	①の場合で退院時に2種以上減った場合 または、 ②の場合で退院までに抗精神病薬が2種以上減った場合
退院時薬剤情報管理指導料	90点	入院中の薬剤を手帳に記載、退院後の指導
退院時リハビリテーション指導料	300点	在宅での基本的動作・訓練など必要な指導を行った場合
リハビリテーション計画提供料1	275点	介護保険のリハビリ事業所に情報提供
診療情報提供料(Ⅰ)	250点	診療状況を示す文書の提供 紹介医療機関ごとに月1回
退院後訪問指導料	580点	療養上の指導。退院後ひと月を限度に5回まで算定 訪問看護と同行し指導を行った場合
訪問看護同行加算	20点加算	